

2014年12月17日

各位

北星学園理事長 大山綱夫
北星学園大学・短期大学部学長 田村信一

ご承知のように本学は、国際交流特別科目の非常勤講師である植村隆氏の契約を更新すべきかどうか、学園内の様々な意見を聞きながら、慎重に検討してきました。その結果、植村非常勤講師の2015年度の契約を更新することといたしましたのでお知らせします。

10月31日に行われた記者会見で学長は、雇用を更新しない方向で学内の検討を進めたいと述べましたが、これは学内決定をしたのではなく、議論のたたき台として提起したものです。その後、大学の最高決定機関である評議会、評議会が意思決定するにあたり必要に応じて開催される全学公聴会、大学の経営母体である学園理事会、理事会の諮問機関である学園評議員会で、様々な立場から議論を積み重ねてきました。その過程で最終的判断は理事長と学長の協議に委ねられた次第です。

他方、この間に、本学に送られてきた脅迫状等の事実が広くメディア等で報道されたことから、民主主義の根幹をなす言論の自由および大学の自治が危機に陥っているとの認識が多くの人々に共有され、われわれの予想を超えた大きなうねりとなって広がってきました。とりわけ全国380人の弁護士の方々による脅迫行為に対する刑事告発、札幌弁護士会・東京弁護士会の会長声明、さらには下村文部科学大臣の閣僚会見における発言などがその代表的なものです。

大学内と学園理事会の議論においては、キリスト教による建学の精神や本学園の歴史を踏まえて社会的責任を果たすべきとの観点から、また上記社会的動向を受け学生の人間形成を担う教育機関として、暴力と脅迫、特定の主義主張による弾圧を許さない毅然とした対応をすべきとの観点から、契約更新を支持する立場が主張されました。他方で、それらを十分理解しつつも、一私立大学において学生の安全や平穏な学習環境を維持するという大学本来の使命を果たすことの限界を自覚し、事態を可能な限り早く収束すべきであるとの立場の相違が生じました。この相違はどちらか一方が正しいという問題ではなく、われわれが置かれている状況を率直に表現したものであり、それぞれが正当な根拠を有していると考えています。しかしながら、大学内外を取り巻く状況を勘案すると、暴力と脅迫を許さない動きが大きく広がり、そのことについての社会的合意が広く形成されつつあり、それが卑劣な行為に対して一定の抑止力となりつつあるように思われます。このような状況からも、本学として主体的に判断した次第です。

学長は上記の記者会見において、雇用を更新しない方向で大学内の検討を進める理由として、学生の安全確保に対する不安、大学教職員の消耗などを挙げました。この点については、すでに取りられている方策と同時に、さらなる安全確保のための新たな危機管理体制の構築などによって対応していくこととします。

以上